

防府市上下水道局会計年度任用職員人事考課実施要綱

令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 防府市上下水道局職員人事考課実施規程第3条に基づき、会計年度任用職員(以下「職員」という。)を対象とした人事考課制度の具体的手続について定める。

(被考課者の範囲)

第2条 人事考課は、次に掲げる者を除き、全ての職員について実施する。

(1) 病気休暇等により公平な人事考課を実施することができないと認められる職員

(2) その他管理者が定める職員

(考課領域)

第3条 被考課者に係る人事考課を行う領域は、業績考課、意識姿勢考課及び能力考課とし、考課項目等及び考課基準は、人事考課票(別記様式)のとおりとする。

(考課者)

第4条 人事考課を行う者(以下「考課者」という。)は、職員の所属する課等の所属長とする。

2 考課者は、被考課者の勤務の状況等を確認する場合において、必要があると認められる場合は、所属職員に勤務の状況等を報告させるものとする。

(考課期間)

第5条 考課期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度途中で任用された者については、任用開始日から直近の3月31日までとする。

2 考課基準日は、当該考課期間内の1月15日又は、所属長が定める日とする。

(個別評語の付与)

第6条 人事考課に当たっては、考課項目ごとにそれぞれの考課の結果を表示する記号(以下「個別評語」という。)を付するものとする。

2 個別評語は、3段階とする。

3 考課者は、個別評定を付した理由その他参考となるべき事項を人

事考課票に記載するものとする。

(本人考課)

第7条 被考課者は、人事考課に当たっては、その参考とするため、考課期間における自らの業績等について、自らの認識による考課を行うものとする。

(人事考課の実施)

第8条 考課者は、被考課者について、個別評定を付すことにより考課を行うものとする。

(条件付採用期間の職員の考課)

第9条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第7項の条件付採用期間の職員については、第3条から前条までの規定による人事考課とは別に、採用を正式のものとするか否かについての判断のための人事考課（以下「特別考課」という。）を行う。

2 特別考課の考課期間は当該条件付採用期間とし、考課基準日は当該条件付採用期間の初日から起算して15日勤務した日とする。

3 第3条、第4条、第6条及び前条の規定は、特別考課について準用する。

(人事考課の結果の活用)

第10条 人事考課の結果は、被考課者の任用その他の人事管理の基礎として活用するとともに、職員の人材育成に活用するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、人事考課に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。